

参考 《本改正に係るQ & A》

平成 30 年 9 月 13 日版
(訂正箇所：二重下線部)

Q 1 : 見積りを 3 社分集められない場合は？

A 1 : 住宅改修の施工業者で見積りに応じないということは基本的にありません。
3 社分以上徴取するように努めてください。「どうしても 2 社分しか集められない」「施工業者の連絡先がわからない」等の場合は市にご相談ください。

Q 2 : 住宅を建てた大工に依頼したいのですが？

A 2 : 基本的に住宅改修の施工は一般的な施工業者であれば可能ですので、単に「住宅を建てたから」ということは理由にはなりません。3 社分以上の見積りを徴取する際に、見積依頼先に住宅を建てた大工も含めることは差し支えありません。

Q 3 : どうしても他社の見積りが用意できない特殊な施工の場合は？

A 3 : 「特殊な施工」とは、その施工業者を除き、近隣の住宅改修施工業者のすべてに見積りを断られるほどの施工内容であると想定されます。万一、このような事態になった場合は、見積りが集められないことについて正当な理由を確認できる「理由書 (任意様式)」を添付してください。また、これと併せて、その施工業者が「住宅を建てた大工」である場合は「住宅を施工したこと」を確認できる書類を添付してください。

Q 4 : 「見積り 3 社分」とあるが「2 社」ではだめな理由は？

A 4 : 国の通知では「複数」とだけしか示されておりませんが、当市の契約担当による取り扱いに準じて、より妥当な見積額を得るに必要な数を「最低 3 社」としておりますのでご理解願います。